

機械修理業，電気機械器具修理業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成21年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。
- 調査票の項目に「***」が入っている場合は、記入の必要がありません。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
 - (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
 - (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
 - (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
 - (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- (※) この調査における「主たる業務」とは、「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

II. 調査対象となる事業所

※当該調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類901－機械修理業（電気機械器具を除く）又は同小分類902－電気機械器具修理業に格付けされる事業所です。具体的には、

(1) 「**機械修理業（電気機械器具を除く）**」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

- ① 一般機械の修理
- ② 建設機械及び鉱山機械の整備修理

(2) 「**電気機械器具修理業**」は、顧客の要請に応じて、電気機械器具の修理業務を営む事業所が調査の対象となります。

◆ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

- ①修理する商品と同種の商品を製造する事業所（大分類E－製造業）
- ②修理する商品と同種の商品を販売する事業所（大分類I－卸売業，小売業）
- ③自動車修理業（小分類861）
- ④衣服修理業→その他の生活関連サービス業（細分類8331）
- ⑤船舶修理業（小分類303）、鉄道車両改造修理業（鉄道業の自家用を除く）（細分類3021）、鉄道業の鉄道車両修理工場（JSIC小分類421）、航空機オーバーホール業（細分類3041）
- ⑥時計（電気時計を含む）の修理を行う事業所→時計修理業、電気時計修理業（細分類8792）。
- ⑦プラントエンジニアリング業→その他の技術サービス業（小分類749）
- ⑧プラントメンテナンス業→その他の技術サービス業（小分類749）

（参考）日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。詳細は総務省のホームページ

【<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>】をご覧ください。

（1）機械修理業（小分類番号：901）

① 一般機械修理業（細分類番号：9011）

一般機械の修理を行う事業所をいう。

【例示】機械修理業；内燃機関修理業；航空機整備業；ミシン修理業；光学機械修理業；

映写機修理業；農業用トラクタ修理業；ガーデントラクタ修理業；フォークリフト整備業

② 建設・鉱山機械整備業（細分類番号：9012）

建設機械及び鉱山機械の整備修理を行う事業所をいう。

【例示】建設用トラクタ整備業；掘削機械整備業；建設用クレーン整備業；整地機械整備業；

基礎工事用機械整備業；鉱山機械整備業

（2）電気機械器具修理業（小分類番号：902）

電気機械器具修理業（細分類番号：9021）

電気機械器具の修理を行う事業所をいう。

【例示】ラジオ修理業；テレビ修理業；電気冷蔵庫修理業；変圧器修理業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1308 1412 1912"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1308 659 1406">1 会社</td> <td data-bbox="659 1308 1412 1406">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1406 659 1758">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="659 1406 1412 1758">公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）<u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1758 659 1912">3 個人経営</td> <td data-bbox="659 1758 1412 1912">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
3	本社・支社別等	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 539 1412 983"> <tr> <td data-bbox="459 539 657 656">1 単独事業所</td> <td data-bbox="657 539 1412 656">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 656 657 880">2 本 社</td> <td data-bbox="657 656 1412 880">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 880 657 983">3 支 社</td> <td data-bbox="657 880 1412 983">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の系統」については、次の区分によりあなたの事業所にあてはまる事業所の系統の番号を1つ○で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1140 1412 1507"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1140 657 1200">事業所の系統</th> <th data-bbox="657 1140 1412 1200">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1200 657 1296">1 設備メーカーの系列企業</td> <td data-bbox="657 1200 1412 1296">機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1296 657 1402">2 設備ユーザーの系列企業</td> <td data-bbox="657 1296 1412 1402">機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1402 657 1507">3 その他(独立系)企業</td> <td data-bbox="657 1402 1412 1507">設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業</td> </tr> </tbody> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。	事業所の系統	内 容 例 示	1 設備メーカーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業	2 設備ユーザーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業	3 その他(独立系)企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。															
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。															
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。															
事業所の系統	内 容 例 示															
1 設備メーカーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業															
2 設備ユーザーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業															
3 その他(独立系)企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業															
<p>◎次の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>																

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高 (つづき)	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① 事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「機械修理業務」及び「電気機械器具修理業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(8～10頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「機械修理業務」と「電気機械器具修理業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>② 業務種別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><機械修理業務></p> <table border="1" data-bbox="464 443 1422 1910"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 443 683 479">業務種類</th> <th data-bbox="683 443 1422 479">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 479 683 1126"> 一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く) </td> <td data-bbox="683 479 1422 1126"> <p>○建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ、原動機 ・農業用機械（農業用トラクタ、耕耘機など） ・金属加工機械（切削加工機械、プレス・鍛造機械など） ・繊維機械（紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など） ・特殊産業用機械（食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など） ・一般産業用機械（ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など） ・事務用・サービス用・民生機械器具（事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など） ・その他（消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1126 683 1323"> 輸送用機械器具 (自動車・同附属品を除く) </td> <td data-bbox="683 1126 1422 1323"> <p>○<u>自動車を除く</u>輸送用機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機整備 ・産業用運搬車両（フォークリフトなど）修理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1323 683 1637"> 精密機械器具 (時計を除く) </td> <td data-bbox="683 1323 1422 1637"> <p>○<u>時計を除く</u>精密機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具（電子顕微鏡など） ・光学機械器具（写真機、映画用機械、望遠鏡など） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1637 683 1834"> 建設・鉱山 機 械 器 具 </td> <td data-bbox="683 1637 1422 1834"> <p>○建設・鉱山機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1834 683 1910"> そ の 他 </td> <td data-bbox="683 1834 1422 1910"> <p>○電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く)	<p>○建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ、原動機 ・農業用機械（農業用トラクタ、耕耘機など） ・金属加工機械（切削加工機械、プレス・鍛造機械など） ・繊維機械（紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など） ・特殊産業用機械（食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など） ・一般産業用機械（ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など） ・事務用・サービス用・民生機械器具（事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など） ・その他（消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど） 	輸送用機械器具 (自動車・同附属品を除く)	<p>○<u>自動車を除く</u>輸送用機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機整備 ・産業用運搬車両（フォークリフトなど）修理 	精密機械器具 (時計を除く)	<p>○<u>時計を除く</u>精密機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具（電子顕微鏡など） ・光学機械器具（写真機、映画用機械、望遠鏡など） 	建設・鉱山 機 械 器 具	<p>○建設・鉱山機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど 	そ の 他	<p>○電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務</p>
業務種類	内 容 例 示													
一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く)	<p>○建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ、原動機 ・農業用機械（農業用トラクタ、耕耘機など） ・金属加工機械（切削加工機械、プレス・鍛造機械など） ・繊維機械（紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など） ・特殊産業用機械（食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など） ・一般産業用機械（ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など） ・事務用・サービス用・民生機械器具（事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など） ・その他（消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど） 													
輸送用機械器具 (自動車・同附属品を除く)	<p>○<u>自動車を除く</u>輸送用機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機整備 ・産業用運搬車両（フォークリフトなど）修理 													
精密機械器具 (時計を除く)	<p>○<u>時計を除く</u>精密機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具（電子顕微鏡など） ・光学機械器具（写真機、映画用機械、望遠鏡など） 													
建設・鉱山 機 械 器 具	<p>○建設・鉱山機械器具の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど 													
そ の 他	<p>○電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務</p>													

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき) <電気機械器具修理業務></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気機械器具</td> <td> <p>○電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具 (<u>電子計算機と通信機械器具を除く</u>) の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具 (発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機関電装品など) ・民生用電気機械器具 (ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など) ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置 (X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など) ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等 </td> </tr> <tr> <td>情報通信機械器具</td> <td>○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務 (ATM装置等)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外の電気機械器具修理業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「Ⅳ 「主たる業務」の発注元別年間売上高(消費税を含む。)」</p> <p>① 「主たる業務」のみについて、発注元別の年間売上高を記入してください (対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。</p> <p>② 発注元区分の内容は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注元区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 親会社</td> <td>○自社の親会社からの発注 注：「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。</td> </tr> <tr> <td>法人 親会社以外</td> <td>○自社の親会社以外の法人からの発注</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>○法人ではなく個人からの発注</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 「Ⅴ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「主たる業務」のみについて、年間売上高の業務区分別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください (対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>	業務種類	内 容 例 示	電気機械器具	<p>○電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具 (<u>電子計算機と通信機械器具を除く</u>) の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具 (発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機関電装品など) ・民生用電気機械器具 (ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など) ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置 (X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など) ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等 	情報通信機械器具	○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務 (ATM装置等)	その他	○上記以外の電気機械器具修理業務	発注元区分	内 容 例 示	法人 親会社	○自社の親会社からの発注 注：「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。	法人 親会社以外	○自社の親会社以外の法人からの発注	個人	○法人ではなく個人からの発注
業務種類	内 容 例 示																	
電気機械器具	<p>○電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具 (<u>電子計算機と通信機械器具を除く</u>) の修理業務</p> <p>○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具 (発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機関電装品など) ・民生用電気機械器具 (ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など) ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置 (X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など) ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等 																	
情報通信機械器具	○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務 (ATM装置等)																	
その他	○上記以外の電気機械器具修理業務																	
発注元区分	内 容 例 示																	
法人 親会社	○自社の親会社からの発注 注：「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。																	
法人 親会社以外	○自社の親会社以外の法人からの発注																	
個人	○法人ではなく個人からの発注																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常保全</td> <td>○日常保守点検、1日～2日の計画修理等</td> </tr> <tr> <td>定期修理</td> <td>○シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス</td> </tr> <tr> <td>保守契約</td> <td>○年間一括保守等</td> </tr> <tr> <td>スポット</td> <td>○突発故障や事故の対応等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外の修理業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 「Ⅵ 「主たる業務」の年間売上高の契約種類別割合」</p> <p>① 「主たる業務」のみについて、年間売上高の契約種類別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 契約種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負方式</td> <td>○積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。 (見積もり方式)</td> </tr> <tr> <td>人工方式 (マンパワー)</td> <td>○施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>設備単価方式</td> <td>○人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	内 容 例 示	日常保全	○日常保守点検、1日～2日の計画修理等	定期修理	○シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス	保守契約	○年間一括保守等	スポット	○突発故障や事故の対応等	その他	○上記以外の修理業務	契約区分	内 容 例 示	請負方式	○積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。 (見積もり方式)	人工方式 (マンパワー)	○施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。	設備単価方式	○人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。	その他	○上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。
業務区分	内 容 例 示																							
日常保全	○日常保守点検、1日～2日の計画修理等																							
定期修理	○シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス																							
保守契約	○年間一括保守等																							
スポット	○突発故障や事故の対応等																							
その他	○上記以外の修理業務																							
契約区分	内 容 例 示																							
請負方式	○積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。 (見積もり方式)																							
人工方式 (マンパワー)	○施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。																							
設備単価方式	○人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。																							
その他	○上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。																							
5	年間売上高の 契約先産業別 割合 (*平成19年11 月に改定され た日本標準産 業分類の区分 に変更されてお ります。20年調 査の区分と違っ ている箇所が ありますのでご 注意ください。	<p>(1) 「Ⅰ「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」</p> <p>① 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業																
産業別区分	業 種 例 示																							
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																							
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業																							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合 (つづき) (*)平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されております。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。	(つづき) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">産業別区分</th> <th style="width: 80%;">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td>情報通信業 (*)</td> <td>通信業 (固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業 (公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 (映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td>運輸業，郵便業 (*)</td> <td>鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業 (信書便事業を含む)</td> </tr> <tr> <td>卸売業，小売業</td> <td>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td>金融業，保険業</td> <td>銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関 (クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業 (含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td>不動産業，物品賃貸業 (*)</td> <td>不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業</td> </tr> <tr> <td>学術研究，専門・技術サービス業 (*)</td> <td>学術・開発研究機関、専門サービス業 (法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業 (興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、技術サービス業 (獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業 (*)	通信業 (固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業 (公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 (映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業，郵便業 (*)	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業 (信書便事業を含む)	卸売業，小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融業，保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関 (クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業 (含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業，物品賃貸業 (*)	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業	学術研究，専門・技術サービス業 (*)	学術・開発研究機関、専門サービス業 (法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業 (興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、技術サービス業 (獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業
産業別区分	業種例示																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業 (*)	通信業 (固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業 (公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 (映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
運輸業，郵便業 (*)	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業 (信書便事業を含む)																	
卸売業，小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融業，保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関 (クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業 (含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	
不動産業，物品賃貸業 (*)	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業																	
学術研究，専門・技術サービス業 (*)	学術・開発研究機関、専門サービス業 (法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業 (興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、技術サービス業 (獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																					
5	年間売上高の契約先産業別割合 (つづき) (*平成19年11月に改定された日本標準産業分類の区分に変更されております。20年調査の区分と違っている箇所がありますのでご注意ください。	(つづき)																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 宿泊業, 飲食サービス業 </td> <td> 食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 </td> </tr> <tr> <td> 生活関連サービス業, 娯楽業 (*) </td> <td> 洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業<別掲>競輪・競馬等の競走場、競技団 </td> </tr> <tr> <td> 教育, 学習支援業 (*) </td> <td> 学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)) </td> </tr> <tr> <td> サービス業(同業者(11頁の(*)参照)を除く) (*) </td> <td> 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) </td> </tr> <tr> <td> 公 務 </td> <td> 国家及び地方公務 </td> </tr> <tr> <td> 同 業 者 </td> <td> 「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記(*)参照) </td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> そ の 他 の 産 業 (* 他 </td> <td> そ の 他 の 産 業 (*) </td> <td> 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td> 個 人 </td> <td> 契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業 種 例 示	宿泊業, 飲食サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	生活関連サービス業, 娯楽業 (*)	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業<別掲>競輪・競馬等の競走場、競技団	教育, 学習支援業 (*)	学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など))	サービス業(同業者(11頁の(*)参照)を除く) (*)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記(*)参照)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> そ の 他 の 産 業 (* 他 </td> <td> そ の 他 の 産 業 (*) </td> <td> 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td> 個 人 </td> <td> 契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。 </td> </tr> </tbody> </table>	そ の 他 の 産 業 (* 他	そ の 他 の 産 業 (*)	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。	
		産業別区分	業 種 例 示																				
		宿泊業, 飲食サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																				
		生活関連サービス業, 娯楽業 (*)	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業<別掲>競輪・競馬等の競走場、競技団																				
		教育, 学習支援業 (*)	学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など))																				
		サービス業(同業者(11頁の(*)参照)を除く) (*)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																				
		公 務	国家及び地方公務																				
同 業 者	「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記(*)参照)																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> そ の 他 の 産 業 (* 他 </td> <td> そ の 他 の 産 業 (*) </td> <td> 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td> 個 人 </td> <td> 契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。 </td> </tr> </tbody> </table>	そ の 他 の 産 業 (* 他	そ の 他 の 産 業 (*)	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																		
そ の 他 の 産 業 (* 他		そ の 他 の 産 業 (*)	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																				
	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																					

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意								
5	年間売上高の 契約先産業別 割合 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>(※)契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>①あなたの事業所が「機械修理業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「機械修理業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「電気機械器具修理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。 <p>②あなたの事業所が「電気機械器具修理業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「電気機械器具修理業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「機械修理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。 <p>③契約先が「機械修理業」か「電気機械器具修理業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>④「機械修理業」及び「電気機械器具修理業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている内容(1～2頁参照)に従ってください。</p>								
6	年間営業費用 及び年間営業 費用固定資産 取得額	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業外費用(支払利息、割引料、為替差損等)は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給総額</td> <td> <p>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td> <p>○業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td> <p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外注費	<p>○業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>	減価償却費	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>
費用区分	費用例示									
給与支給総額	<p>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>									
外注費	<p>○業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>									
減価償却費	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																					
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 365 1436 1245"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 商品仕入、原材料仕入、購入部品費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は17頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次頁の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1693 1436 2051"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 商品仕入、原材料仕入、購入部品費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分		資産例示	有形固定資産	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用
費用区分		費用例示																					
賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																					
	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																					
	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																					
その他の営業費用		○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 商品仕入、原材料仕入、購入部品費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																					
資産区分		資産例示																					
有形固定資産	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																					
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																					

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 365 683 405">資産区分</th> <th data-bbox="683 365 1436 405">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 405 683 483">有形固定資産 土地</td> <td data-bbox="683 405 1436 483">○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 483 683 640">有形固定資産 建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="683 483 1436 640">○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 640 683 797">無形固定資産</td> <td data-bbox="683 640 1436 797">○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	資産例示	有形固定資産 土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	有形固定資産 建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分	資産例示									
有形固定資産 土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用									
有形固定資産 建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など									
無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など									
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成21年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。（別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法という派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p>								

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>② 有 給 役 員</td> <td> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>常用雇用者</td> <td> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>④パート、アルバイトなど</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td> <td>○「④ パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)
雇用形態区分	内 容 例 示															
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。</p> <p>したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。</p>															
② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>															
常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>															
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人															
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人															
(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 356 1406 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 356 699 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 356 1406 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 389 699 506">⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 389 1406 506">○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 506 699 607">総計 (①から⑤の合計)</td> <td data-bbox="699 506 1406 607">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 607 699 786">総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 607 1406 786">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 786 699 965">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 786 1406 965">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="451 981 882 1014">(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p data-bbox="451 1021 1449 1211">例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p data-bbox="451 1256 1042 1290">(4) 「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数</p> <p data-bbox="451 1296 1449 1408">① 「主たる業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="451 1415 1449 1570">(※) 事業従事者数とは、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="451 1576 1449 1644">② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="507 1666 1347 1823" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="547 1688 1323 1800">「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「<u>主たる業務</u>」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示											
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人											
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)											
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人											
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) 以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部 門 区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">管 理 ・ 営 業 部 門</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の社内各部門への伝達などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち、別経営の事業所から派遣されている人 (以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">技 術 部 門</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">機 械 部 門</td> <td>○技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">計 装 部 門</td> <td>○技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">情 報 処 理 部 門</td> <td>○技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">検 査 部 門</td> <td>○技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他 部 門</td> <td>○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他</td> <td>○上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管 理 ・ 営 業 部 門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の社内各部門への伝達などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 	うち、別経営の事業所から派遣されている人 (以下の部門区分についても同じ)		技 術 部 門		機 械 部 門	○技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人	計 装 部 門	○技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人	情 報 処 理 部 門	○技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人	検 査 部 門	○技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人	そ の 他 部 門	○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人	そ の 他	○上記以外の業務に従事する人
部 門 区 分	内 容 例 示																					
管 理 ・ 営 業 部 門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の社内各部門への伝達などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 																					
うち、別経営の事業所から派遣されている人 (以下の部門区分についても同じ)																						
技 術 部 門																						
機 械 部 門	○技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人																					
計 装 部 門	○技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人																					
情 報 処 理 部 門	○技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人																					
検 査 部 門	○技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人																					
そ の 他 部 門	○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人																					
そ の 他	○上記以外の業務に従事する人																					

「6 年間営業費用」と損益計算書との関係

『機械修理業・電気機械修理業調査票の場合』

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査における 営業費用項目
I 売上高 (営業収入)	
II 売上原価 (営業原価) ～以下は「売上原価」の中に想定される主な費用項目～	
○費やした自らの労力	
・人件費	「給与支給総額」
など	
○他から有償で仕入れたサービスやノウハウ	
・外注費	「外注費」
・減価償却費 (※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費 ・特許・商標等使用料	「その他の営業費用」
・商品仕入 ・原材料仕入 ・買入部品費	
など	
III 販売費及び一般管理費 ～以下は「販売費及び一般管理費」の主な費用項目～	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
・賃金 ・手当 ・賞与	
・外注費	「外注費」
・減価償却費 (※)	「減価償却費」
・不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
・販売手数料 ・荷造費 ・運搬費 ・広告宣伝費	
・見本費 ・保管費 ・納入試験費 ・福利厚生費	
・販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
・旅費 (従業員に限る) ・交通費 (従業員に限る)	
・通信費 ・光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費	
・保険料	
など	
営業利益	

販管費の費用項目であっても「売上原価」に含まれている費用項目があります。

上記の販管費であっても、原価計算により「売上原価」に計上されている費用項目があれば、それを含めて調査票には記入することになります。

※例えば、特定サービス産業実態調査票の費用項目として「減価償却費」が特掲されていますが、「売上原価」の中にも「減価償却費」が計上されていれば、その金額を含めて調査票には記入することになります。

貴事業所の対象業種の調査票を記入等するに際して、この記入注意等を見てもなお不明な点等がある場合は、お手数でも下記のコールセンターまでお問い合わせください。

「平成21年特定サービス産業実態調査コールセンター」

電話(フリーダイヤル) 0120-688-155 (受付時間/9:00~20:00)

